

「知的財産高等裁判所の創設」について

2003年 10月

知的財産戦略推進事務局

目次

1 知財重視の国家的意思表示の必要性		2頁
2 紛争のスピート解決の重要性		6頁
3 技術専門性への対応		7頁
4 組織のあり方		10頁
5 独立による知財重視の人事政策の確立		12頁
6 独立による地方アクセスの拡大		13頁
7 独立による知財高裁の意義・メリット		14頁
8 裁判管轄の問題		15頁

1 知財重視の国家的意思表示の必要性

国際化する知的財産紛争においては、国家として知財重視の姿勢を明確に示すことが重要（抑止効果）

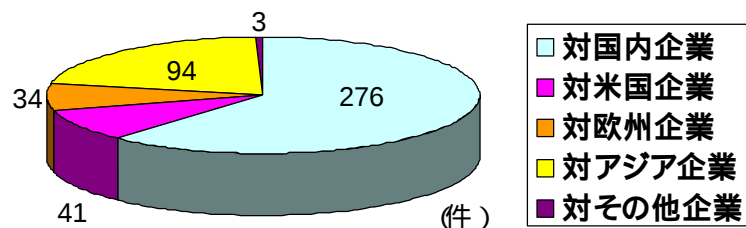
ア. 国際化する知的財産紛争



< 経済のグローバル化に伴い、国内の知財訴訟に関する体制強化が緊急の課題に >
< 知財高裁に世界の知財裁判をリードする役割を期待 >

日本企業が原告となって提起した
知財訴訟件数
(2001年度、全世界ベース)

海外企業を被告とする訴訟が約 4割
(対アジア企業が最も多い)



(特許庁 H14年知的財産活動調査報告書)

イ. 深刻化する模倣品・海賊版問題

1. 中国の模倣品・海賊版市場規模

「2001年の市場における模倣品の総額については、・・・1600億元～2000億元（2.2兆円～2.8兆円）の間と推定している。」

（2003年5月、中国国務院発表（注1））

「日本のコンテンツの侵害規模は・・・逸失売上ベースで約2.1兆円、侵害者売上ベースで約5500億円にも達している」

（2003年3月、（社）著作権情報センター（注2））

2. 侵害権利の高度化（権利別模倣被害企業数）

	1997年		2001年
商標	165		325
特許・実用新案	73		386

（社）発明協会「2002年度模倣品被害調査報告書」

（注1）出典：模倣品の製造販売が国民経済へ与える損害に関する調査研究」

（注2）出典：海外における著作権侵害の現状と課題に関する調査研究 - 中国調査編 - 」

ウ. 米国（連邦巡回控訴裁判所 C A F C ）

○ 米国 → 連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) (1982年設立)

・CAFCは特許重視政策の象徴的存在と言われる。

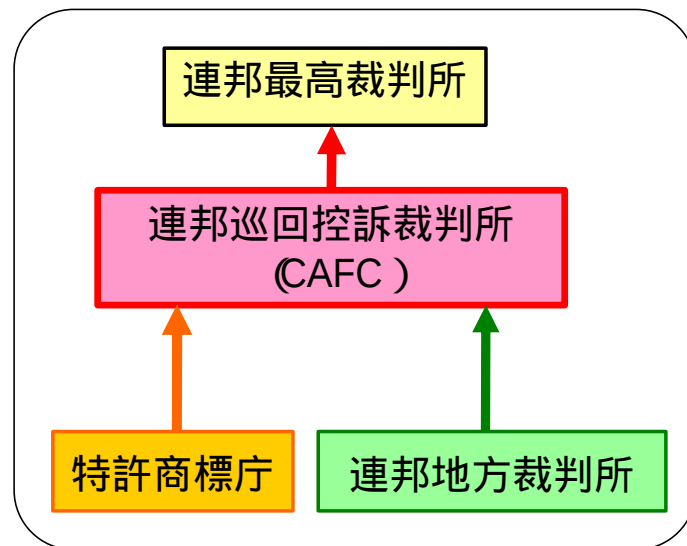
・全国の特許等の争いをCAFCに集中。
(フォーラムショッピングを防止)

・判決の統一が図られ、特許権が安定。

・判事は12名。ロークラーや技術スタッフ等
を活用。

(参考) 関税 特許控訴裁判所

- ・1929年に設立。特許商標庁からの控訴事件等を専門的に扱った。
- ・1982年に請求裁判所と合併し、CAFCが創設された。



特許商標庁の審判に対する控訴

特許についての侵害訴訟の控訴

その他 (国際貿易委員会の決定に対する控訴等)

(注) CAFCで扱う全事件の内、知的財産関連事件は約30%。

エ. 世界における知的財産に関する裁判所設立の流れ

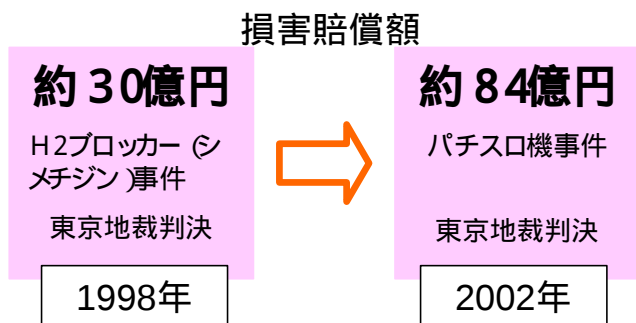
- 
- 1961年：ドイツ → 連邦特許裁判所
 - 1977年：英国 → 高等法院特許裁判所
 - 1982年：米国 → 連邦巡回控訴裁判所 (CAFC)
 - 1990年：英国 → 特許州裁判所
 - 1997年：タイ → 知財・国際貿易裁判所
 - 1998年：韓国 → 特許法院
 - 2002年：シンガポール → 知的財産裁判所
 - 2003年：EU → 共同体特許裁判所設立を閣僚理事会で決定
EU域内の知財紛争を一度の訴訟で解決する

(注) 各裁判所の組織、審級、管轄等は各国の事情により異なる。

2 紛争のスピード解決の重要性

→ 知財の価値が高まっていく中で紛争のスピード処理、判決の予見可能性（判断の早期統一）が重要に

○ 高まる特許の価値



（参考）Polaroid vs Kodak事件（1991年判決）
約 9億ドルの損害賠償

○ 先端技術の陳腐化は早い

→ 紛争のスピード解決、判断の早期統一 が決め手

企業経営における知財の価値の増大

知財に関する訴訟事件数

	1991	2001
民事事件の全国地裁第一審事件	311	554
民事事件の全国高裁控訴事件	78	180
審決取消訴訟	309	575

（出典：最高裁判所事務総局行政局、ALIS Vol.28(2002)）

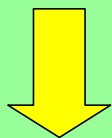
知財訴訟は増加

3 技術専門性への対応

技術専門的事件に対応できる裁判所の体制が必要

ア. 今後は先端技術の先鋭化がさらに進み、専門性が深化

知財に関する事件は
技術専門的



最近は、事件が
更に複雑、多様化

・先端技術

・均等論

・特許無効判断

・国際紛争

○ 専門化、複雑化する事件の例

「t- PA事件」(大阪高裁平成8年3月29日)

心筋梗塞などに効く血栓溶解剤の大量生産を遺伝子工学の利用により可能とした技術。組換えヒト組織プラスミノーゲン活性化因子(t- PA)に関する特許について、アミノ酸配列の微妙な差異が争われた。

「キルビー半導体装置事件」(最判平成12年4月11日)

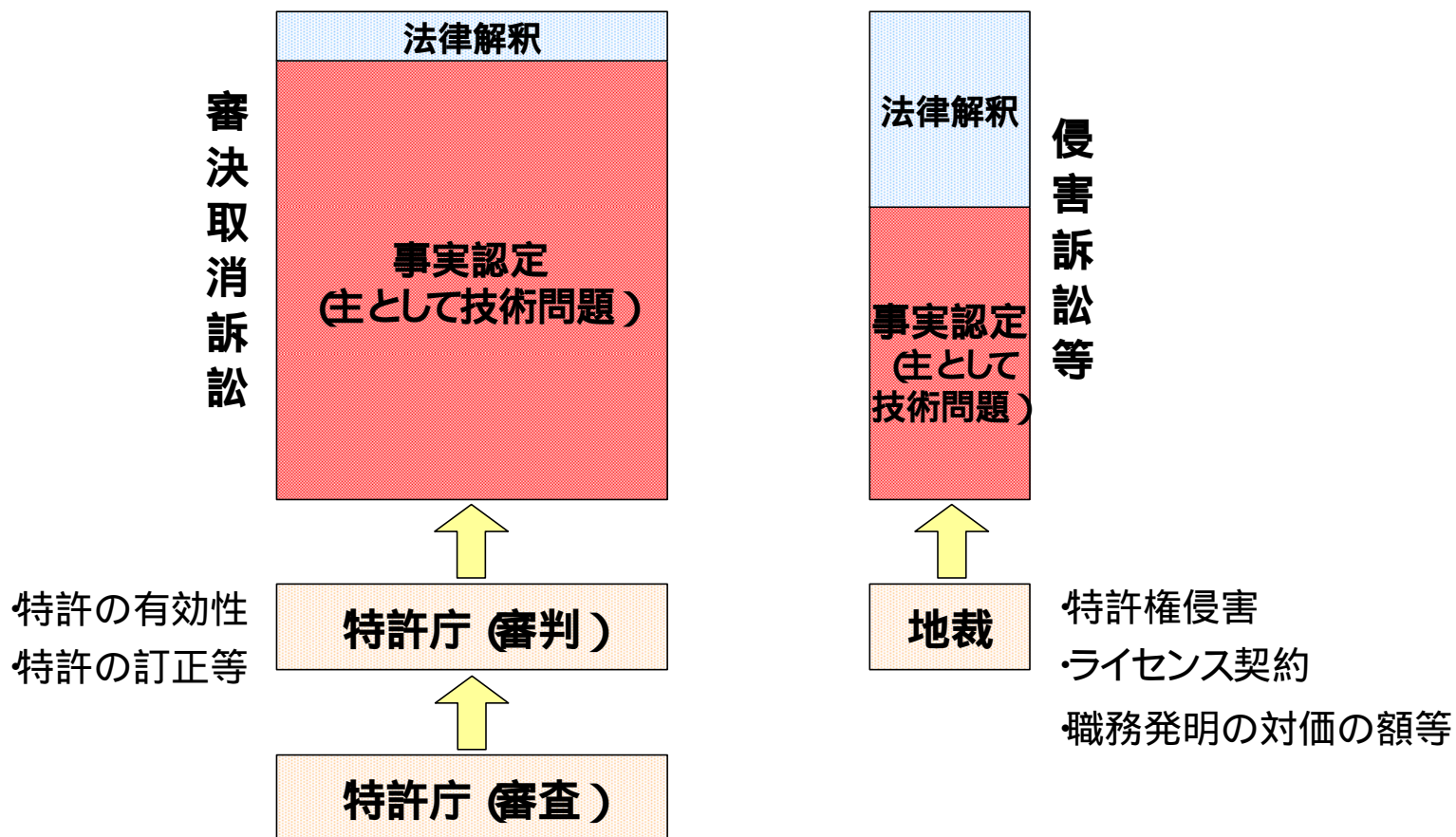
ノーベル賞受賞者ジャック・キルビーによる半導体集積回路に関する基本発明で日本のあらゆる半導体産業に影響する発明に係る特許。侵害訴訟は、東京地裁への提訴から9年を経て決着した。

○ 均等論の例

「ボールスプライン事件」(最判平成10年2月24日)

特許発明と侵害被疑品の技術に差異がある場合であっても、技術的に等価である場合は侵害とすべきという理論(均等論)の適用条件を判示した。

イ. 特許訴訟は技術面での論争が中心



○ 審決取消訴訟の出訴件数 (特許、実用新案) 435件 (2001年)

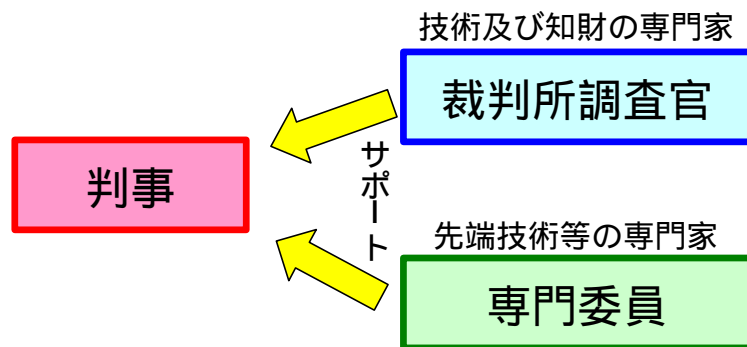
○ 全国高裁への控訴件数 (特許、実用新案) 81件 (2001年)

(注)出典 最高裁判所事務総局行政局、ALIS Vol.28(2002)

ウ. 技術判事の問題

(甲案)

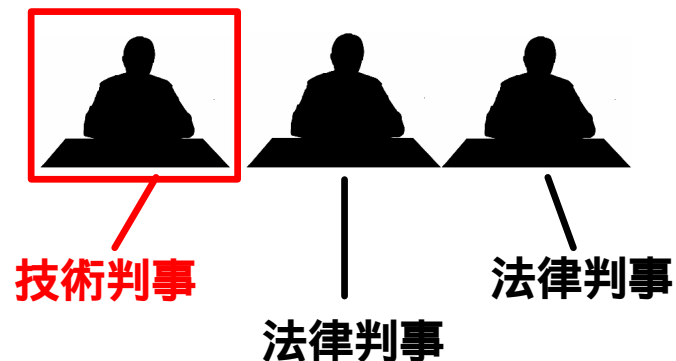
専門的知見を補完する体制とする



- 裁判官には通常訴訟と知財訴訟の経験を豊富に積んだ、技術と知財に適性を持った判事を充てる。
- 将来的には、技術的素養を持つ裁判官をロースクールで養成。
- 知財、技術に強い弁護士の積極的任官。

(乙案)

技術判事を導入する

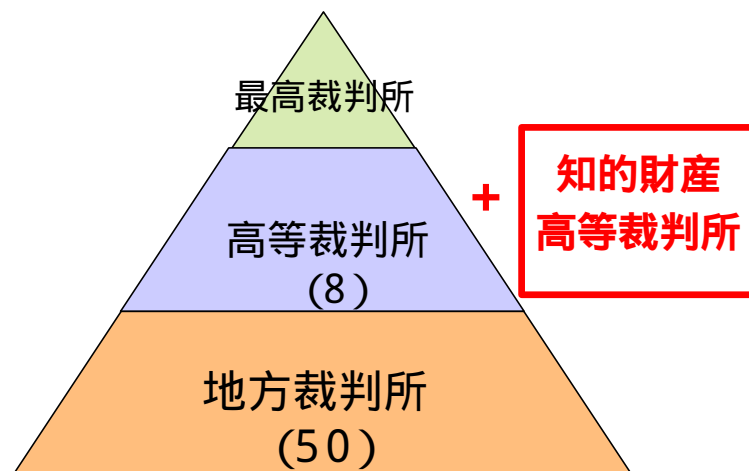


- 法曹資格はないが、技術に精通した者を技術判事として任用。
- ドイツの特許裁判所には技術判事が存在。

4 組織のあり方

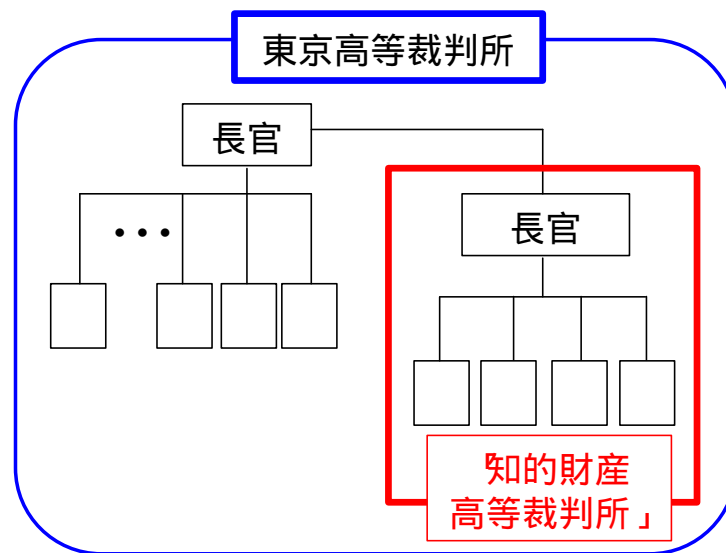
(A案)

独立した知財高等裁判所を
第9番目の高裁として創設



(B案)

東京高等裁判所の中に 知的財産
高等裁判所」を創設



(参考) 知財高裁の規模

東京高裁知財専門部を知財高裁として独立させる場合

高等裁判所の比較

	判事数	新受件数 (2002年)
知財高裁	16名	754件
札幌高裁	11名	846件
高松高裁	12名	987件
仙台高裁	17名	958件

特許関連事件は、技術専門性が高く、内容が複雑で、審理に時間がかかると言われている。

(注1) 知財高裁の新受件数：東京高裁知財専門部の新受件数 (審決取消訴訟 + 民事事件 (控訴))

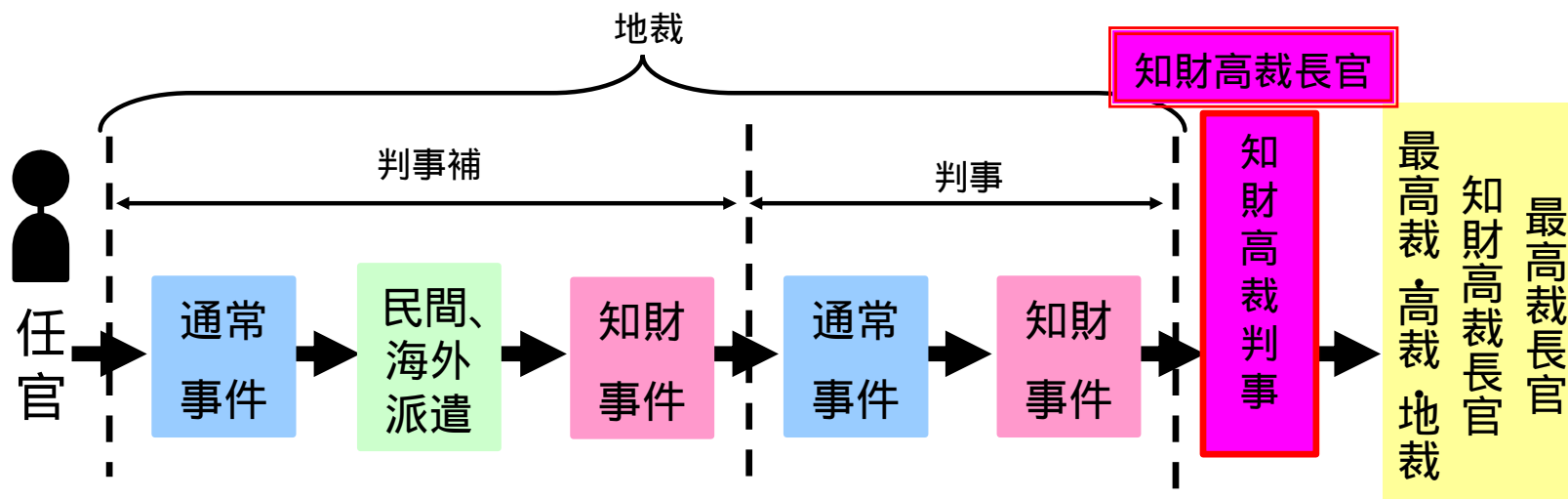
(出典：知的財産訴訟の現状と展望」NBL No.765(2003.7.15))

(注2) 各高裁の新受件数：民事・行政事件 + 刑事事件 (出典：司法統計年表 平成14年版)

5 独立による知財重視の人事政策の確立（キャリアパスのイメージ）

通常訴訟と知財訴訟の経験を積んだ適性を持った判事を任用

—— 知財高裁による長期的視点に立ったキャリアパスと人事ローテーション ——



知財高裁判事は、理科系人材がロースクールに入る目標
知財、技術に強い弁護士の積極的任官

(参考) 米国のCAFC判事は、大統領による任命により就任し、引退するまで異動はない。ただし、就任前は多様な民間経験を持つ。

6 独立による地方アクセスの拡大

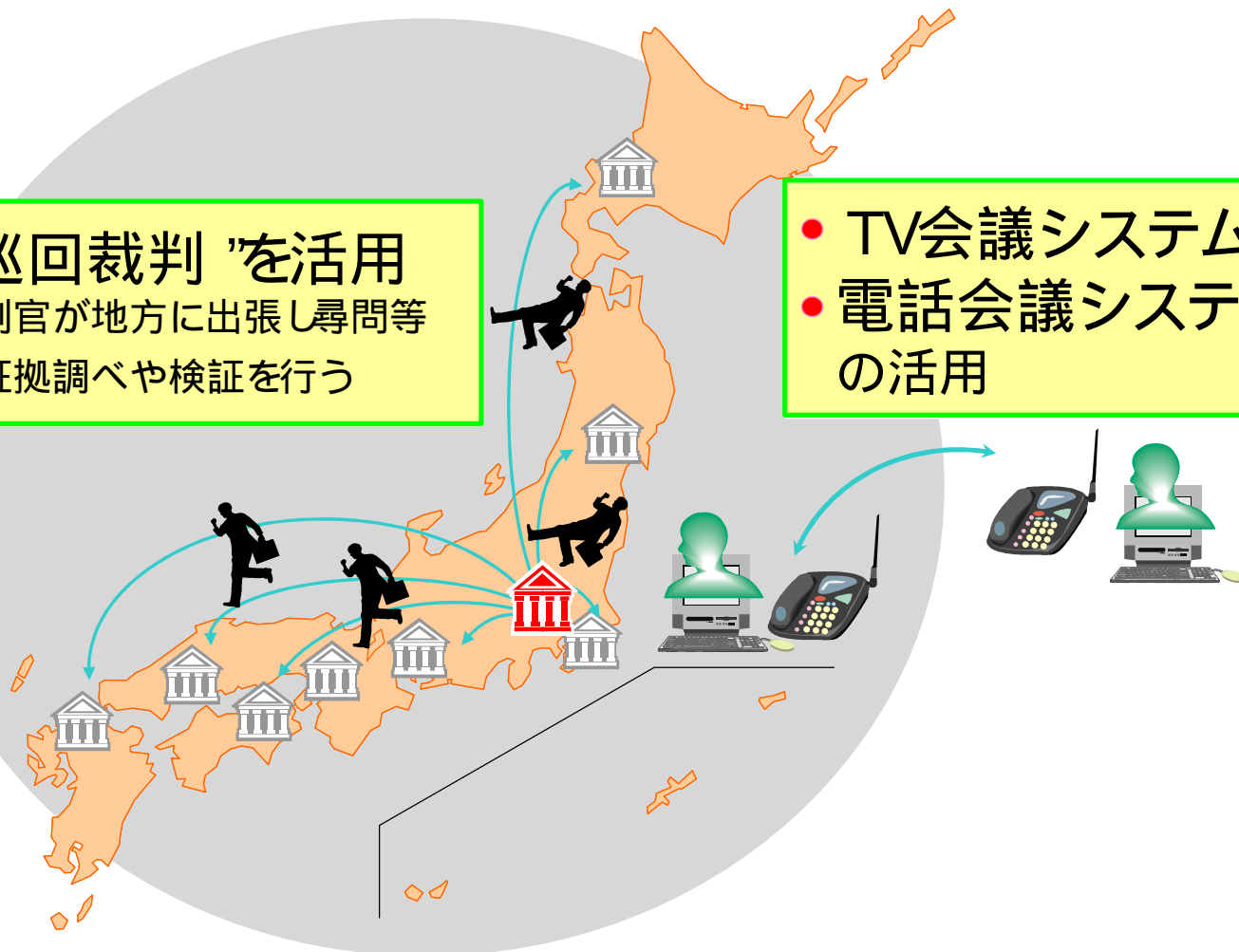
知財高裁の土地管轄は、他の8高裁と異なり、全国に及ぶ
→ 全国をカバーし、全国のユーザーを直接対象とする

- ‘巡回裁判’を活用

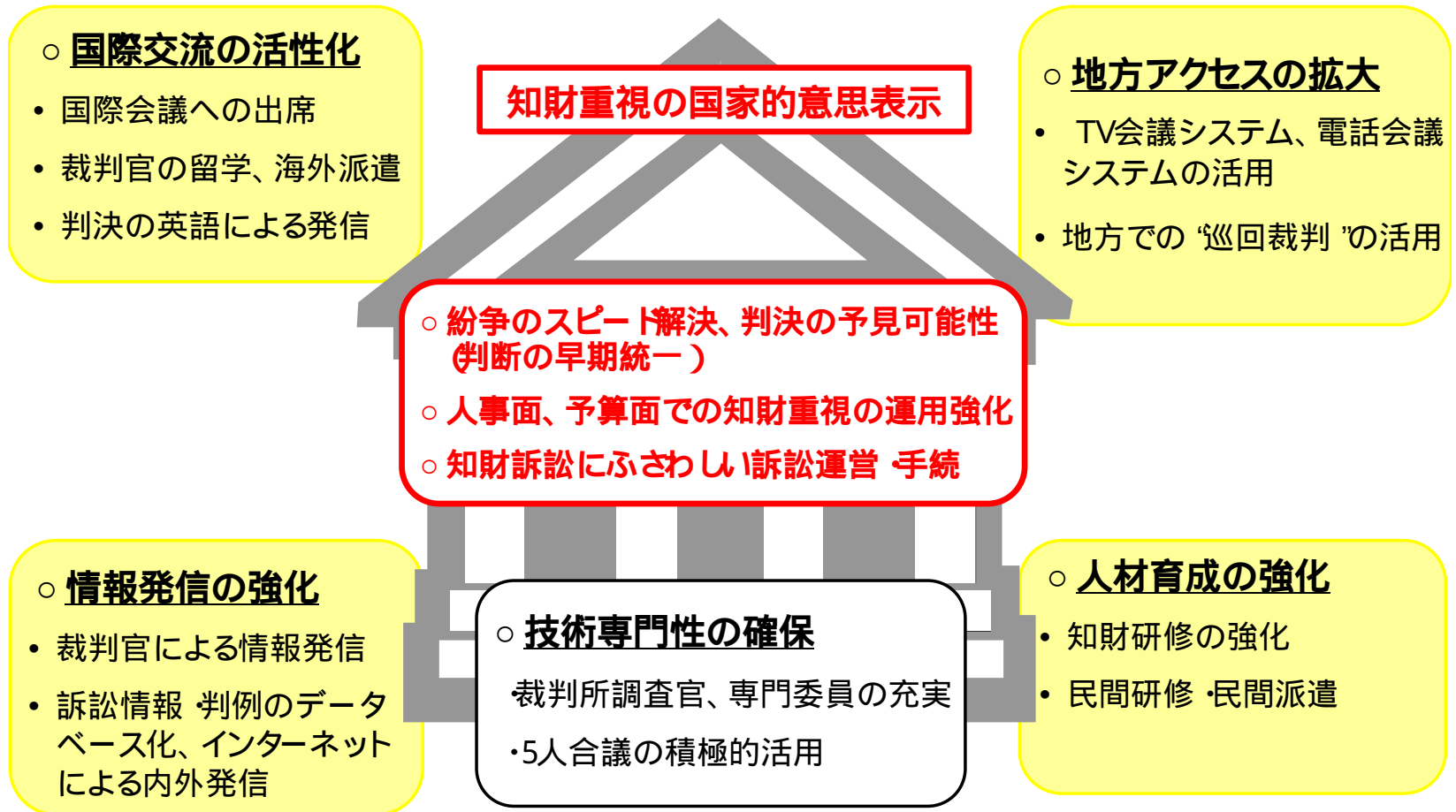
裁判官が地方に出張し尋問等の証拠調べや検証を行う

- TV会議システム

- 電話会議システムの活用

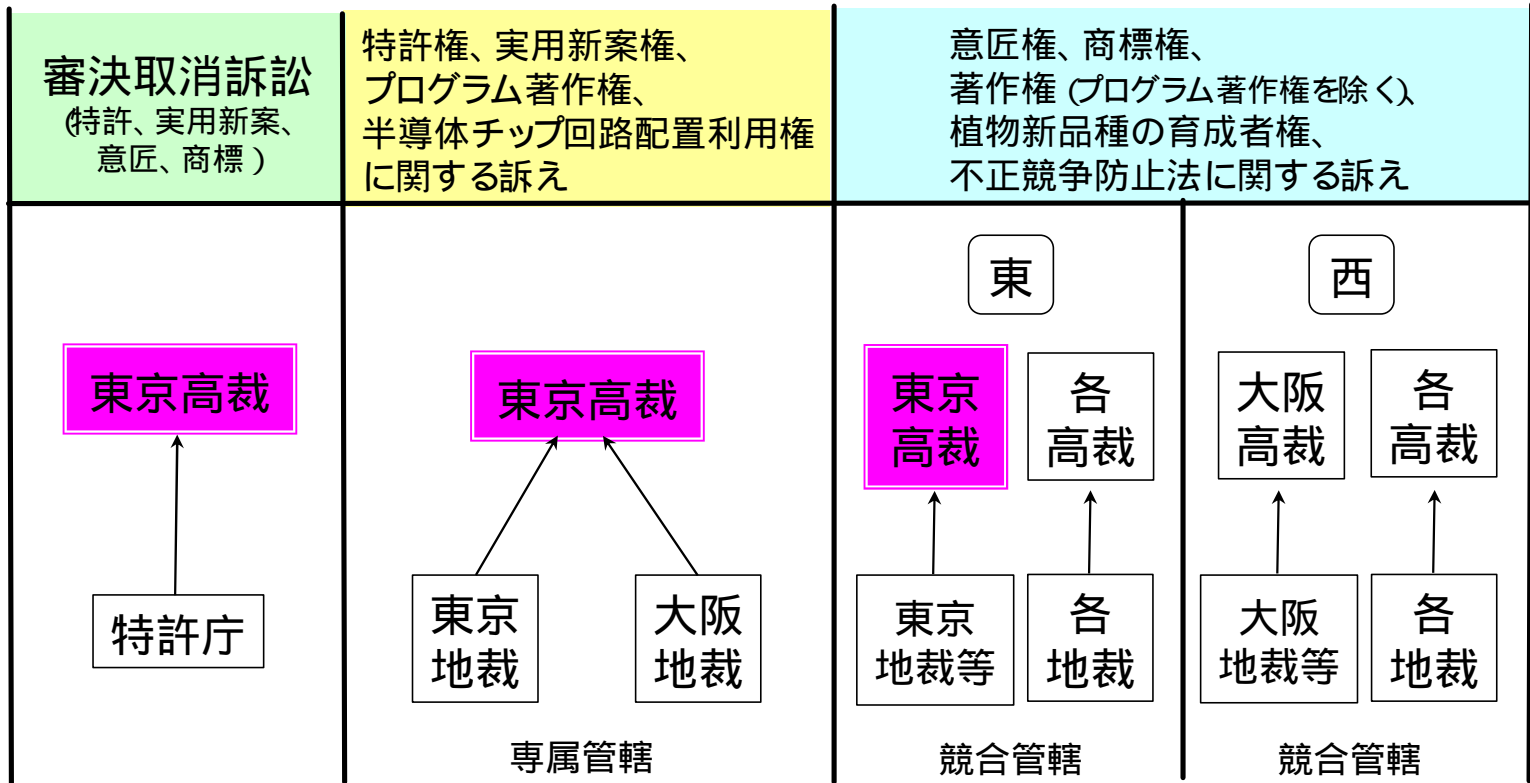


7 独立による知財高裁の意義・メリット



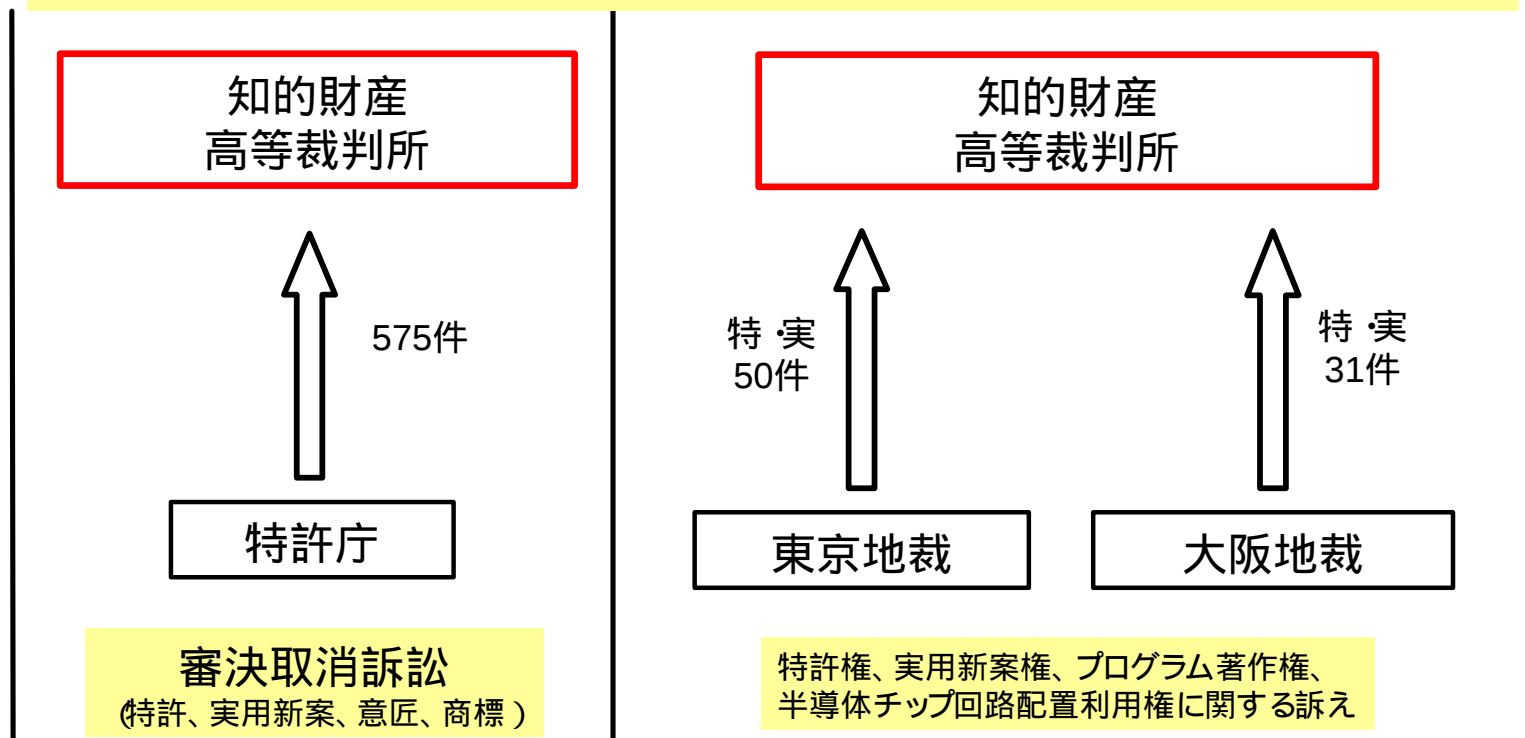
8 裁判管轄の問題

2003年民訴法改正による東京高裁の管轄



(1) 特許権等に関する訴えの管轄

- 審決取消訴訟、特許権等に関する訴えについては、知的財産高等裁判所の専属管轄とする。



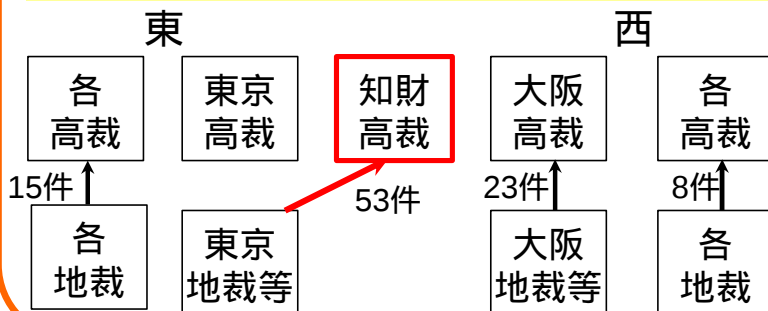
(注) 件数は2001年の新受件数。東京地裁からの控訴50件は東日本の地裁からの控訴件数の合計値(特・実のみ)。大阪地裁からの31件は西日本の地裁からの控訴件数の合計値(特・実のみ)。

(出典: 最高裁判所事務総局行政局、ALIS Vol. 28(2002))

(2) 著作権等^(注1)に関する訴えの管轄

(案) 東京高裁管内は知財高裁の管轄とする

(改正民訴法の下での東京高裁と扱う事件の範囲は同じ)



A案 (独立した知財高裁) とする場合は、 案、 案、 案の選択肢がある。

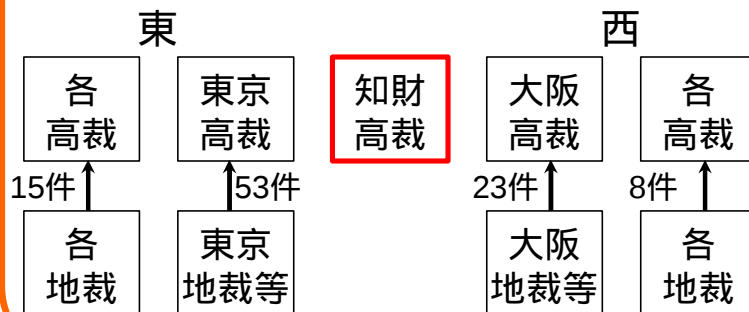
B案 (東京高裁中に創設) とする場合は、 案となる。

(案) 全国の地裁について知財高裁の専属管轄



(移送の規定を置くこともあり得る)

(案) 知財高裁は著作権等を扱わない

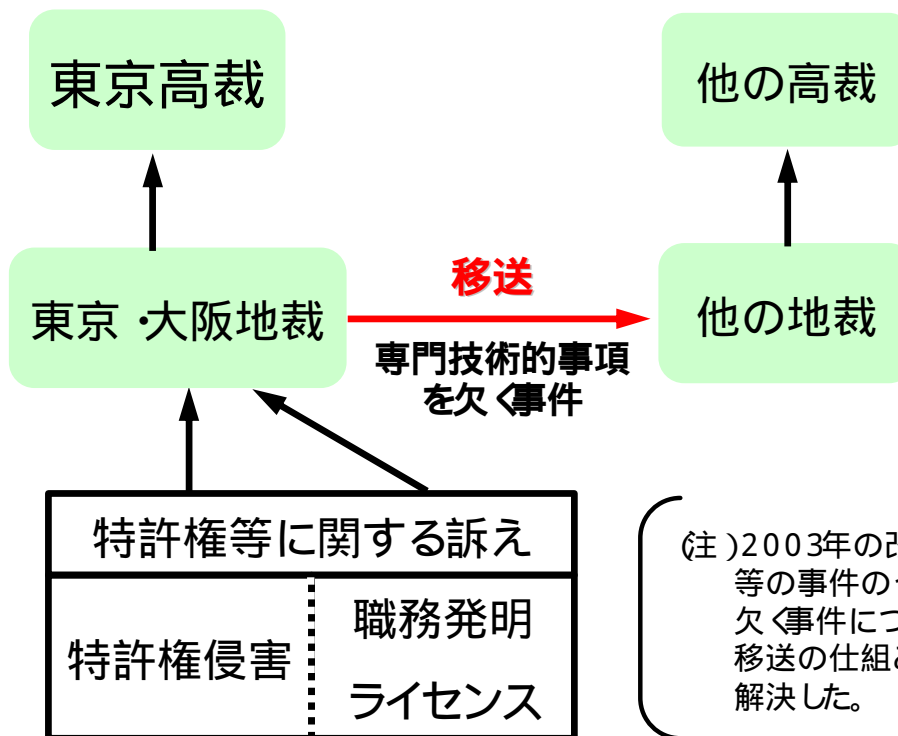


(注1) 著作権 (プログラム著作権を除く)、意匠権、商標権、植物新品種の育成者権、不正競争防止法

(注2) 件数は2001年の新受件数 (意匠権、商標権、プログラム著作物を含む著作権、不正競争防止法等)。東京地裁等の53件、大阪地裁等の23件はそれぞれ東京高裁管内、大阪高裁管内の控訴件数。なお、地裁レベルでの新受件数は日本全体で367件。(出典 最高裁判所事務総局行政局、ALIS Vol. 28 (2002))

(3) 専門技術的事項を欠く事件の取扱い

ア．改正民事訴訟法における取扱い

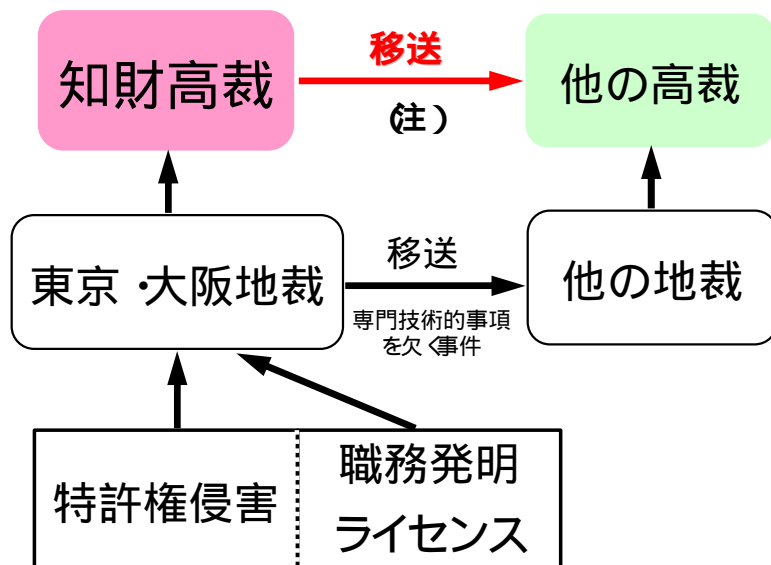


(注) 2003年の改正民訴法では、特許等の事件のうち専門技術的事項を欠く事件については、他の地裁への移送の仕組みを導入することにより解決した。

イ．専門技術的事項を欠く事件の取扱い

(ア案)

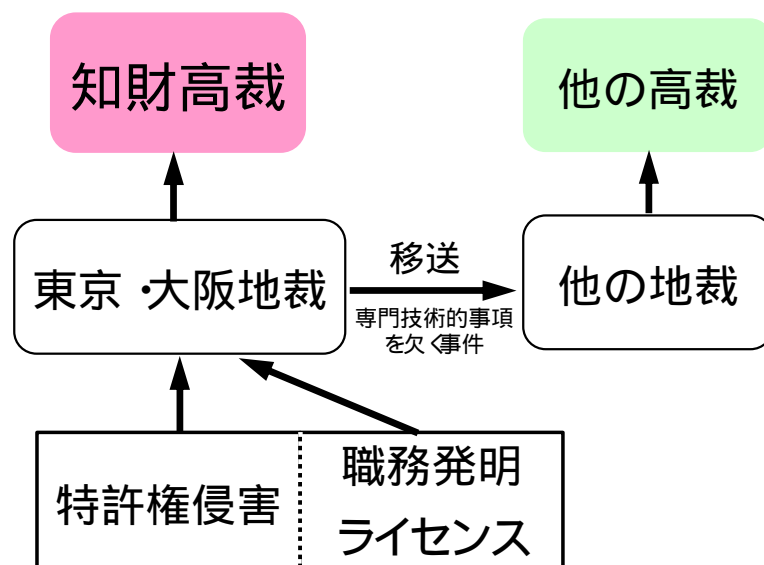
専門技術的事項を欠く事件等については、改正民訴法と同様の移送の仕組みで対応する。



(注) 東京・大阪地裁の管轄事件で専門技術的事項を欠くものや、併合請求される通常事件等については、移送により対応する。

(イ案)

東京・大阪地裁からの控訴事件はすべて知財高裁の処理とする。
(知財高裁から他の高裁への移送は認めない)



(注) 専門裁判所であっても通常裁判と知財裁判の経験を豊富に積んだ判事がいるので、専門技術的事項を欠く事件等も当然に処理可能であり、それらを処理できる権限と職掌を有する裁判所とする。